

募集要項 - A 種類株式-

電動移動体製造株式会社



❖ A 種類株式の内容 ❖

1. 当社は、金銭による剰余金の配当を行うときには、A 種類株式を有する株主（以下、「A 種類株主」という。）又は A 種類株式の登録株式質権者（以下「A 種類株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式質権者」という。）に先立ち、A 種類株式 1 株あたりの払込金額に年 2% を乗じて算出した金額（以下、「A 種類配当金」という。）を支払う。
2. ある事業年度において A 種類株式 1 株当たりの配当金が A 種類配当金に達しない場合は、当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 当社が、A 種類配当金の配当後に同一の事業年度において金銭による剰余金の配当を行うときには、A 種類株式と普通株式の各 1 株に対して同額の剰余金を配当する。
4. A 種類株主は、当社株主総会においてすべての議案について議決権を有しない。
5. A 種類株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第 3 2 2 条第 1 項に規定する種類株主総会の決議を要しない。
6. 当社は、いつでも、A 種類株主もしくは A 種類株式質権者の意思に関わらず、会社法第 4 6 1 条に定める限度額を限度として、取締役会の決定により定める取得日をもって、A 種類株式の全部または一部を取得することができる。
7. 一部取得の場合は、取得する A 種類株式を取締役会の決定により決定し、会社法第 1 6 9 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、当該 A 種類株主および A 種類株式質権者に対し、取得する旨の通知または公告を行なう。
8. A 種類株式 1 株を取得すると引換えに当社が交付する財産は金銭とし、A 種類株式 1 株の取得の対価は、A 種類株式の 1 株当たりの最終の確定した簿価純資産額によるものとし、この価額が 1 株 50,000 円を超えるときは金 50,000 円とする。
9. A 種類株式を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要する。
10. 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

❖ ご注意 ❖

1. A 種類株式の内容は、新規株主となっていただける皆様に対し、毎期、弊社の利益を必ず配当することを保証するものではありません。
2. A 種類株式は、新規株主となっていただいた皆様から、当社がいつでも買い取ることが出来るものとなっておりますが、買取価額は、新規株主となっていただいた皆様の本株式取得に際しお支払いいただいた金額の元本を保証するものではありません。元本に満たない金額で買い取らせていただくこともあります。

❖ A 種類株式の募集要項 ❖

新規発行株式の種類及び数	A 種類株式 190 株	申込期間	2019 年 10 月 1 日 ～11 月 15 日
発行総額	950 万円	申込期日	2019 年 11 月 15 日
募集単位	1 株単位	割当日	2019 年 11 月 20 日
募集価額	1 株当たり金 5 万円	払込期日	2019 年 12 月 10 日

